

安衛法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第 36 条	時間	時間
第 3 号 アーク溶接	11	10
第 4 号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第 5 号の 3 不整地運搬車(1t 未満)の運転	6	6
第 9 号 小型車両系建設機械〔整地・運搬・積込用及び掘削用〕の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	6	6
第 9 号の 2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第 9 号の 3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	○ 5	○ 4
第 10 号 ローラーの運転	6	4
第 10 号の 2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第 10 号の 3 ボーリングマシンの運転	7	5
第 10 号の 4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第 10 号の 5 高所作業車(10m 未満)の運転	○ 6	○ 3
第 11 号 巻上げ機の運転	6	4
第 13 号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第 15 号 クレーンの運転	9	4
第 16 号 移動式クレーン(1t 未満)の運転	9	4
第 17 号 デリックの運転	9	4
第 18 号 建設用リフトの運転	○ 5	○ 4
第 19 号 玉掛け	○ 5	○ 4
第 20 号 ゴンドラ操作	○ 5	○ 4
第 20 号の 2 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第 21 号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第 22 号 気閘室への送気または気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第 23 号 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第 24 号 再圧室を操作する業務	9	3

注 1 ○印を付した特別教育は、合計 10 時間以上になるように時間の変更を行わなければ助成の対象（技能実習-経費助成）とはならないこと。

2 第 9 号小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転、基礎工事用建設機械の運転及び第 9 号の 3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育の時間の内訳は、次表のとおりであること。

基礎工事関係特別教育の時間の内訳

特別教育の種類	科目		時間	
小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転の業務 (機体重量3トン未満で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)	学 科	走行に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	2	7 時間
		作業に関する装置の構造、取り扱い及び作業方法に関する知識	3	
		運転に必要な一般的事項に関する知識	1	
		関係法令	1	
	実 技	走行の操作	3	6
		作業のため装置の操作及び合図	3	
合 計		13		
基礎工事用建設機械の運転の業務 (動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のもの)	学 科	基礎工事用建設機械に関する知識	4	7
		運転に必要な一般的事項に関する知識	2	
		関係法令	1	
	実 技	基礎工事用建設機械の運転	4	5
		運転のための合図	1	
	合 計		12	
車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務 (動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作で、車体上の運転者席における操作を除く。)	学 科	作業装置に関する知識	3	5
		作業装置の操作のために必要な一般的事項に関する知識	1	
		関係法令	1	
	実 技	作業装置の操作	3	4
		運転のための合図	1	
	合 計		9	